

水道法における農薬類の分類見直し 厚生労働省



厚生労働省は、水道法の水質基準を補完する水質管理目標設定項目に位置付けられた農薬類の分類見直しについて、平成 25 年 3 月 28 日に、自治体等の各関係機関宛に通知を出しました。この農薬類の分類見直しは、水道基準逐次検討会にて、検出状況や出荷量、許容一日摂取量の見直し状況等を踏まえ、検討されたものです。

対象農薬リストに掲載される農薬のうち、標準検査法が整備されていないものについては、水道事業者等において妥当性評価を行った検査法を実施しつつ、得られた検出濃度レベルや検出頻度から標準検査法を整備する農薬類の優先順位を定め、一斉分析法を基本として標準検査法の整備を進めていくこととなります。

見直しによる農薬類の数は、次表の通りです。

現行分類	見直し前	見直し後分類			
		対象農薬リスト 掲載農薬類	要検討農薬類	その他農薬類	除外農薬類
第1候補群	102	87	0	0	14
第2候補群	26	14	3	5	0
第3候補群	78	12	2	63	0
追加農薬類	37	7	11	16	0
総計	243	120	16	84	14

各農薬類の目標値の設定及び見直しについては、今年度のパブリックコメント手続きを経て新目標値として設定され、その後、通知が改正される予定となっています。

改正までの間は、改正前の目標値が適用されることとなります。

当社では、いち早く分析対応が取れるよう情報収集と共に、分析条件や妥当性評価試験を進めている状況です。

対応可能となったものから順次、当社ホームページ等にてお知らせ致します。

資料 2013年3月28日付 厚生労働省通知「農薬類の分類の見直しについて」

衛生技術箇所 田沼祐樹

